

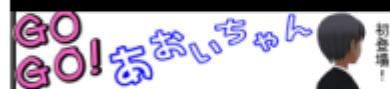
最新会報ホームページから閲覧可
最新情報フェイスブックで公開中
下記ワード検索又はQRコードで!
「品川青色申告会 フェイスブック」



ホームページの
QRコード(黒)

フェイスブックの
QRコード(青)

地域により会報の配付が遅れる場合があります。届くのが非常に遅い場合は、お手数ですがご連絡下さい。



確定申告期限 全国一律延長決定

ご詳細は2面を
ご覧下さい

新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、申告所得税(及び復興特別所得税)・贈与税及び個人事業者の消費税(及び地方消費税)の申告・納付等の手続きのうち、その期限が令和2年2月27日(木)同年4月15日(水)までの間に到来するものについては、その期限が、令和2年4月16日(木)まで延長されました。併せて振替納税の振替期日も延長されておりますので、詳細は2面にてご確認下さい。

その為(一社)品川青色申告会でも、今回の申告期限延長に伴い、一部の催しを中止・縮小して決算・申告サポートを4月16日(木)まで継続致します。

しかしながら、確定申告期に行えなかつた様々な事務局運営業務を並行して行う必要がございます。そこで誠に勝手ながら、3月17日(火)以降の決算・申告サポートに関しては2面に掲載の通りの受付とさせて頂きます。皆様のご理解とご協力の程、宜しくお願い申し上げます。

必ずご確認下さい。
皆様のご理解と
ご協力の程、
よろしくお願ひ
申し上げます。



新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、(一社)品川青色申告会の会報に別紙として同封しております。

『会運営に関する当面の方針について』重要なお知らせを今月号の会報に別紙として同封しております。

会運営に関する
重要なお知らせ



品川 美(美ちゃん): (一社)品川青色申告会期待のホープ。最近は手洗いに気を使っているらしいです。

申告期限・現金納付の期限

	従 来	延長後
申告所得税※	令和2年3月16日(月)	
個人事業者の消費税	令和2年3月31日(火)	令和2年4月16日(木)
贈与税	令和2年3月16日(月)	

振替納税（振替納付日）

	従 来	延長後
申告所得税※	令和2年4月21日(火)	令和2年5月15日(金)
個人事業者の消費税	令和2年4月23日(木)	令和2年5月19日(火)

※申告所得税の延納をご利用の場合、延納分の現金納付期限、及び、振替納付日は令和2年6月1日(月)であり、変更はありません。

主な延长期間にに関する申告期限等

※延長対象となる届出等に関しては
3面でご確認下さい。

各受付時間にに関しては
下記の表でご確認下さい。

3月17日（火）以降の各サポート受付時間についてのお知らせ

【当面の間中止、又は、延期・縮小】	中止	新型コロナウイルス感染症拡大防止、決算・申告サポート延長の観点から左記の催しを中止・延期、縮小させて頂きます
・支部会などの各種会合	・4月及び5月開催の「簿記教室」「会計ソフト教室」	
※今後感染症の拡大が治まらない場合、会運営に係る重要な会合等に関して書面決議等も含め、状況に応じて対応を考えて参ります。	・オリエンテーション	
※ご希望日に個別相談にて承ります。		

	午前の受付	午後の受付
決算・申告サポート	9:00~11:00	13:00~15:00
上記以外のサポート		13:00~16:00※
自習室利用	9:00~11:30 (利用可能時間)	13:00~16:00 (利用可能時間)
会費の支払、書類の受取など	9:00~12:00	13:00~17:00

※職員の出社調整を行っておりますので、なるべく午後3時までの受付をお願いしております。なお、午後3時以降は長時間お待ち頂く可能性がございます。



区分	手 続 名	区分	手 続 名
消費税 (個人)	・確定申告 ・更正の請求		・確定申告 ・更正の請求 ・青色申告承認申請 ・青色事業専従者給与に関する届出 (変更届出) ・青色申告の取りやめ届出 ・純損失の金額の繰戻しによる 所得税の還付請求 ・個人事業の開廃業等届出 など
その他	・国外財産調書の提出 ・財産債務調書の提出		

延長対象となる届出等について

※左記の届出等のうち、本来の提出期限が3月16日(月)のものに関して4月16日(木)まで期限が延長されています。

(注) 期限延長の対象となる手続の主なものを掲載しています。表に掲載されている手続以外につきまして、期限延長の対象となるかなど、ご不明な点がございましたら、最寄りの税務署にお問い合わせください。なお、期限延長の対象とならない手続についても、申告・納付等が困難なやむを得ない理由がある場合には、税務署へ申請することにより期限の延長をることができます。

国税における新型コロナウイルス感染症拡大防止への対応と申告や納税などの当面の取扱いについて

《期限の個別延長が認められるやむを得ない理由》

新型コロナウイルス感染症（以下、「感染症」といいます。）に関連して、期限内に国税の申告・納付ができない場合について

⇒ **期限延長が認められる場合があります。**

1、感染症に関しては、これまでの災害時のように資産等への損害や帳簿書類等の滅失といった直接的な被害が生じていないものの、感染症の患者が把握された場合には濃厚接触者に対する外出自粛の要請等が行われるなど、自己の責めに帰さない理由により、その期限までに申告・納付等ができない場合も考えられます。

2、今般の感染症に関しては、一定の理由により、申告書や決算書類などの国税の申告・納付の手続に必要な書類等の作成が遅れ、その期限までに申告・納付等を行うことが困難な場合には、個別の申請による期限延長（個別延長）が認められることとなります。

（国税通則法11条、国税通則法施行令3条3項、4項）

※ この個別延長を申請する際には、申告・納付等を行うことができない状況の確認が行われますので、申請者の状況、緊急措置の概要など、参考となる具体的な事実を申請書に記載する必要があります。

※ 感染症以外にも、個別の申請により申告期限等が延長される場合もありますので、ご不明な点がございましたら所轄の税務署へご相談ください。

3、申告期限等の延長を行うための個別の申請は、災害その他やむを得ない理由のやんだ日から相当の期間内（おおむね1か月以内）に「災害による申告、納付等の期限延長申請書」を提出することで、税務署長等が

指定した日（災害等のやんだ日から2か月以内）まで期限が延長されます。なお、申請書の提出に代えて、申告等を行う際に、次の内容を申告書等の余白に付記する事も可能です。

- (1) 申告・納付等の期限の延長を申請する旨
- (2) 感染症に関連して申告・納付等を行うことができない具体的な事実

《資金繰り悪化により、国税を納められない場合》

感染症の影響で資金繰りが悪化し、国税を納付期限までに納められない場合について

⇒ **納付の猶予が認められる場合があります。**

1、資金繰りの悪化により、国税を納付期限までに一時に納められない方には、税務署に申請を行うことにより、最大で1年間の分割納付が認められ、延滞税が軽減又は免除される納付の猶予制度があります。

※ 納付の猶予制度は、個人、法人を問わず、全ての税目について対象となります。

※ 令和2年における延滞税の軽減については、年8.9%の割合が年1.6%の割合となります。

2、感染症の影響により一時に納付できない事情のある方に対しては、その置かれた状況に配慮して、迅速かつ柔軟に対応することとし、猶予の申請や審査についても極力簡素化していると聞いておりますので、お早めに所轄の税務署の徴収担当にお電話にてご相談ください。

土地・事業用資産以外の建物や事業用資産を譲渡された方へ 不動産の売却は、税務署での確認が必要です

不動産を売却された方は、以下の書類を持参し、所轄税務署にて
【譲渡所得の内訳書】を作成して下さい。

※ 作成されていない方は当会にて確定申告書を提出(完成)できません。

※ 税務署へは午前9時～午後4時までに受付を行って下さい。



譲渡所得の内訳書

1、土地・建物を譲渡された方(基本の持ち物)

- ・売却時の売買契約書、登記事項証明書（手元にある場合）、取得費（取得時の売買契約書、登記費用等の領収証）及び譲渡費用等の領収証の写し
- 【税務署への提出書類】…居住用財産を売却した場合の軽減税率を適用される方→登記事項証明書（土地・建物）
- 【税務署への提出をお願いしている書類】…譲渡時及び取得時の売買契約書の写し、取得費及び譲渡費用等の領収証の写し

2、収用交換等の5,000万円特別控除の適用を受ける方

- ・上記1、の書類
- ・収用証明書、公共事業用資産の買取り等の申出証明書、公共事業用資産の買取り等の証明書（税務署へ提出が必要です。）

3、事業用資産を譲渡された方

- ・上記1、の書類
- ・令和元年分の青色申告決算書等で事業用資産の未償却残高がわかる書類

4、収用等に伴う代替資産の取得等をされた方

- ・上記1、の書類
- 【代替資産取得済の場合】…収用証明書、代替資産の登記事項証明書等で代替資産を取得したことを証する書類、代替資産の取得価額を明らかにする書類（売買契約書・領収証の写し等）
- 【代替資産取得見込みの場合】…収用証明書

5、特定の事業用資産の買換え等をされた方

- ・上記1、の書類
- 【買換資産取得済の場合】…買換資産の取得価額を明らかにする契約書・領収証の写し、買換資産の登記事項証明書、買換資産を事業の用に供したことを明らかにする書類（賃貸借契約書等の写しなど）、譲渡資産や買換資産の所在地域を証する市区町村等の証明書
- 【買換資産取得見込みの場合】…譲渡資産の所在地域を証する市区町村等の証明書、買換資産の種類・取得予定年月日・取得価額の見積額がわかるもの又はこれらを記載したメモ

6、居住用財産の買換えをされた方

- ・上記1、の書類
- 【買換資産取得済の場合】…譲渡した土地建物等に係る登記事項証明書（閉鎖登記に係るものを含む）、買換資産の取得価額を明らかにする契約書・領収証の写し、買換資産の登記事項証明書
- 【買換資産取得見込みの場合】…譲渡した土地建物等に係る登記事項証明書（閉鎖登記に係るものを含む）、買換資産の種類・取得予定年月日・取得価格の見積額がわかるもの又はこれらを記載したメモ



品川 空(ソラちゃん)：葵ちゃんの妹。姉とは仲良しな、しっかり者。最近は不要不急の外出を控えてるらしいです。

確定申告の再確認を!

やり直しができない!?

訂正申告ならやり直せる!

確定申告が無事終了したからと言つて安心してはいけません。もう一度お手元の書類を確認し、数字の誤りや項目の漏れなど、一通り見直して下さい! 誤りを見つたら、直ぐに確定申告をやり直しましょう!



確定申告した内容に誤りがある場合は、所轄税務署に対しても『修正申告』又は『更正の請求』を行う必要があります。

特に注意が必要なのは、売上の計上漏れ等により、納めるべき税金が少なかった場合に行う『修正申告』です。

この『修正申告』と、増額した税金の納付が遅くなればなるほど、延滞税等が加算されていきます。一方、経費の計上漏れ等により税金を多く支払った場合に行う『更正の請求』には、事実を証明する書類が必要となり、法定申告期限から原則として5年間のみとなりますのでご注意下さい。

★所得税や消費税の確定申告を忘れていませんか?

★現金納付の方は、納付済みですか?

★口座納付の方は、登録口座の確認を!

確定申告のやり直しは、全ての項目が行えるわけではありません。

例えば: 上場株式等の配当等を申告しなかった場合は、大口株主等が支払いを受けた場合を除き、納税者自身が申告不要を選択したとみなされますので、更正の請求事由とはなりません。他にも納税者が二人以上いる場合の扶養に入れて確定申告をしたが、母の扶養に変更したいなども、『修正申告』及び『更正の請求』が行えます。しかし、訂正申告は修正申告や更正の請求と違い、特殊な書類の作成等も必要ありません。新しく作り直した確定申告書と清算書を提出するだけです。要是確定申告期限の間で一番最後に行つた確定申告が有効になるのです。つまり、やり直しに関しても期限を一日過ぎただけで、納税者にとって不利益が生じる可能性が高くなると言えます。

誰でも誤りや判断ミスを行う可能性はありますので、確定申告をやり直すケースは意外とあります。そこで事務局は、事前相談や仮決算を行い、早めに申告を終了させることを推奨します!

なぜなら確定申告を早めに終了させていれば、判断ミスがあつても訂正が行える可能性があるからです。

実は一度税務署へ確定申告を行つても、確定申告の期限内なら、前述した項目(上場株式等の配当等の申告や扶養控除の所属変更など)でもやり直しが行えるからです。

このやり直しを『訂正申告』と言います。しかも、訂正申告は修正申告や更正の請求と違い、特殊な書類の作成等も必要ありません。新しく作り直した確定申告書と清算書を提出するだけです。要是確定申告期限の間で一番最後に行つた確定申告が有効になるのです。つまり、やり直しに関しても期限を一日過ぎただけで、納税者にとって不利益が生じる可能性が高くなると言えます。

実際のやり直しの方針等を含め、不明点等はお問合せ下さい。

6面もご確認下さい

★所得税の予定納税、消費税の中間申告、事業税、住民税、固定資産税、償却資産税など今後様々な支払があります。納税資金の準備を忘れずに!

余裕を持った確定申告を!



5面のつづき

**決算・申告について誤りがあった場合には
次の手続きが必要です。**

→ やり直しはいつ行うかによって手続き方法等が変わります。
(所得税や消費税など共通の考え方となります)

やり直しを行うのは、確定申告期限内ですか？

【期限内】 →

【期限後】

税金の支払が当初より多くなる？それとも少なくなる？

【税金が多くなる(還付金額が少なくなる)】 →

例: 売上の計上漏れがあった等

【税金が少なくなる(還付金額が多くなる)】 →

例: 経費の計上漏れがあった等

【訂正申告を行います】

確定申告期限内にやり直しを行う場合、期限内の内、一番最後に提出した確定申告が有効となります。

【修正申告を行います】

速やかに『修正申告』をしましょう。遅くなると延滞税等が加算され、負担が多くなる場合があります。

【更正の請求を行います】

『更正の請求』と言う手続きをする事により納めすぎた税金が還付されます。

なんてこった
!!



持ち物

- ・認印・マイナンバー関連書類の控え
- ・当初提出した確定申告書の控え
※確認の為、過去3年間分の控えもお持ち下さい。
- ・事実を証明する書類や帳簿等
※『更正の請求』は、事実を証明する書類や帳簿の控え等を提出する必要があります。
- ・『更正の請求』により税金が戻る方は、還付先の通帳

【要注意】

★更正の請求は、申告期限から5年を超えた後に請求することはできません。

★更正の請求は、5年以内であってもやり直しが出来ない規定もありますのでご注意下さい。

超朗報



青色共済の制度内容が一部改訂されます！

2020年5月1日以降に開始した入院見舞金(災害・疾病)が…

現在の条件

日本国内にある病院または診療所に入院し、かつ、その傷害(または疾病)の治療を目的する入院が5日以上になったとき。

変更後の条件

※2020年5月1日以降に開始した入院見舞金より適用

日本国内にある病院または診療所に入院し、かつ、その傷害(または疾病)の治療を目的する入院が

1日以上

になったとき。

【青色共済】は

会費月額1,000円で

会員の4つの安心を守ります!!

詳細は今月号同封のチラシをご覧下さい！



会員の皆様へ ～決算・確定申告サポートを終えて～

新型コロナウイルス感染症拡大の懸念により東京オリンピックの延期をはじめ皆様の社会生活に重大な局面を迎えてます。当会活動においても別紙でお伝えしている通り事務局運営は、できる限りの措置を講じます。各種会議等も延期・中止とさせていただきます。状況が好転次第、隨時会報等にてお知らせいたします。

申告期限延長の結果、事務局においての決算サポート来局数が例年より減少しています。まだ決算サポートを利用されていない方は確定申告も大事ですが、ご自身の体調・生活が第一です。

確定申告サポート期間につきまして、事務局運営にご協力いただきありがとうございました。今年は新型ウイルス感染症拡大の影響で申告期限が延長される等、初めての経験でした。

事務局では今年度の申告サポートについて2つの課題を改善しました。

1つ目は基本情報の徹底です。住所、生年月日はもちろん扶養控除、障がい者控除、寡婦控除などの控除漏れをなくすため、申告書類の基本情報を会員本人があおいろ受付票へサポート前に記入していただきました。結果、スピーディに正確な情報を職員が入力することができました。

2つ目に毎年の課題である「受付→サポート→収受」までの時間を改善しました。

① 1時間ルールの徹底

今回の決算・申告サポートは、【確定申告事前準備の手引き（サポートルールの明確化）】【あおいろ決算・申告サポート受付票（基本情報の確認）】を導入し、サポート体制の見直しを目標に行って参りました。

また、以前より会員の皆様から頂戴しておりました受付担当や収受担当の職員を増やす案を実際に試みるなど、より良いサポートを行う為の貴重なご意見を取り入れていきました。そして、会長を中心に執行部の方からご提案頂いた、ウォーターサーバーの設置を行うなど、令和になり初めての決算・申告サポートは、新たな時代のサポート元年であったと言えます。

残念ながら突発的な職員の欠員等、様々な要因により体制を整えられない日もあり、サポートを万全に行えたとは言えなかったかもしれません、次回に向け

事務局では皆様のお役に立てるよう、国税・地方税をはじめ情報収集を行っています。一人で悩まずにお困りのことがあれば事務局までご連絡ください。

話は変わりますが、申告サポート期間中は事務局にコーヒーやお茶などを飲みいただけるようウォーターサーバーを設置しました。おかげさまで会員の皆様から満足頂いた声を多数いただきました。これからも会員の声に耳を傾けより良い申告会にしていきます。

(一社)品川青色申告会 会長 市川 修平

- ② 仮決算書の作成
- ③ 不動産収入等の事前情報のお願い
- ④ 会計ソフトを利用されている方には事前來局のお願い
- ⑤ 予約の人数の調整
- ⑥ 消費税申告サポートを3月16日以降へのお願い
- ⑦ 収受係の増員 等を実施しました。

全体を見れば多少の改善が見られましたが、まだまだ満足のいく結果ではありませんでした。来年に向けて更なる改善を検討いたします。

これからも会員の皆様にとってより良い事務局を作るためご理解・ご協力をお願ひいたします。

(一社)品川青色申告会 事務局長 石原 昌克

改善点や今回の反省点の協議を既に開始しております。皆様におかれましても、より良い会づくりの為に、是非ともご意見ご要望等をお聞かせ頂けたらと考えておりますので、今後とも宜しくお願い申し上げます。

さて、次回の確定申告は基礎控除の改正に伴う65万円控除の改正が予定されている為、サポートに関して混乱が予想されます。例年時間が掛かる方や特殊事情がある方は、年内に必ずご相談にいらして下さい。

今回のサポートも、東京税理士会品川支部の先生方、関係官公署の皆様方、そして何と言っても、会員の皆様方のご協力により乗り切ることが出来ました。心より感謝致します。

(一社)品川青色申告会 事務局職員一同



青色な人達

～LOVEしながわ会～
【7ラブ目】

特集：決算・申告サポートを支えて頂いた
様々な青色な人達



書類収受を支えた 青色な人達！

定年退職してもう3年になりますが、収受の際に「懐かしい～」と、声をかけていただき、「嬉しさ」半分、仕事への「緊張感」半分の日々を過ごさせていただきました。本年もスムーズな申告業務にご協力ありがとうございました。

令和2年は中小企業零細事業の皆様には特に厳しい年になりそうですが、事業のご繁荣を願っております。

長谷川 恵子

決算・申告サポートを 支えた青色な人達！

コロナウィルス猛威のなかで、会員の皆様の納税意識の高さにより、当会においては影響皆無と思われました。

今回の申告では、会計ソフト利用での65万円控除特別控除を受けられた会員の方の増加を感じました。

年の前半は厳しい様相ですが、後半は明るい笑顔が見れます事を願っています。

千葉 浩司

保険のご相談を支えた青色な人達！ 青色申告会会員の皆様へ

1月からの確定申告期の間、アフラックの相談コーナーを設けて対応させていただきました、保険代理店の小林・古賀です。

近年、医療技術の進歩などの環境変化により、保険も変わってきています。

アフラックのご契約者の皆様へお一人ずつ、保障内容をご説明いたします。些細なことでも、何か気になる点等がございましたらいつでもご相談ください。



アフラック保険代理店
小林保険事務所
小林 小夜子
TEL:0120-09-5884



アフラック保険代理店
古賀保険事務所
古賀 光子
TEL:03-3471-0665

受付を支えた 青色な人達！

品川青色申告会の受付業務のアルバイトは何年になるかな・・・？この時期だけの季節労働者(笑)の巻山です。

予約の受付、変更、ファイルの準備等々一日があっという間にすぎる2か月半です。

1年ぶりにお顔を合わせただけでも、親しくお声をかけてくださる方もおられ、励みになります。申し訳ないのが、繁忙期お電話にすぐ出られない事です。

長くお待たせし、お叱りを受けることもしばしば。また、予約時間帯にサポートのご案内が出来ない事も。

ご迷惑おかけします。ご容赦を！
巻山 幸代



ご感想を
お聞かせ
下さい！

退職金の準備を中小機構がお手伝いします

安心 安全 国がつくった

小規模企業共済

こんな悩みにお応えします

年金だけでは不十分で、不安がある

自分で積み増しするには、どんなものがあるの？

Be a Great Small.
中小機構

制度の特長

**① 経営者のための
退職金制度**

小規模企業の個人事業主(共同経営者を含む)または会社等の役員の方が喪業や退職後の生活資金、事業再建資金をあらかじめ準備しておく共済制度です。

**② 掛金は
全額所得控除**

掛金は、全額が「小規模企業共済等掛金控除」として、課税対象所得から控除できます。

**③ 受取時も
税制メリット**

共済金の受取は、一括の場合には「退職所得扱い」、分割の場合には「公的年金等の難所得扱い」です。

他にもこんな特徴があります。

共済金の受給権は差押禁止

共済金・解約手当金の受給権は、国税等滞納の差押え以外は差押禁止債権として保護されます。

※詳しくは、ホームページまたはパンフレットをご覧下さい

TEL:050-5541-7171(共済相談室)

小規模共済

検索



↑【画像：増減額申込書】
お手元にない方は品川青色申告会へご連絡下さい。発行手続き致します。

新規のお申込み
ご持参いただく物

- 銀行印
- 個人名義※の引落先口座の通帳
※屋号名義のものは不可
- (注)お申込みには加入条件があります。
詳細はお問合せ下さい。

掛金の増減手続き
ご持参いただく物

- 認印
- 増減額申込書

請求時に共通してご持参いただく物

小規模企業共済は、請求方法によって必要書類が変わります。

- 印鑑証明書 (3ヶ月以内のもの)
- 実印
※死亡請求の場合は請求者順位が決まっており、
その請求者の印鑑証明書が必要です。
- 共済番号が出ている小規模企業共済事業団より
送付されている書類 (ハガキや証書など)

- マイナンバー確認書類
(番号確認書類、本人確認書類)
- ※ 死亡請求の場合は【死亡した共済契約者】と
【請求者】両者の番号確認書類が必要です。
本人確認書類は請求者のみ必要です。

廃業（事業主）
ご持参いただく物

- 上記共通してご持参いただく物
- 廃業届 (税務署印のある控えのコピー)
- 戸籍謄本
※【分割受取】【一括・分割併用受取】の
場合は必要。一括受取の場合は、不要

老齢給付
※年齢65歳以上
加入期間15年以上**ご持参いただく物**

- 上記共通してご持参いただく物

死亡請求
→お問合せ下さい

詳細は(一社)品川青色申告会へお尋ねください。

従業員を雇用している事業主様へ

労働保険に加入していますか？

労働保険

労働者が業務上の事由又は通勤によって負傷したり、病気に見舞われたり等した場合に、労働者を保護するために保険給付を行う保険です。（例：治療費の給付等）

雇用保険

労働者が失業した場合や、雇用の継続が困難となる事由が生じた場合に労働者の生活の保障や再就職を促すために必要な給付を行う保険です。（例：失業保険の給付等）

加入を怠った場合…



労働保険に加入せず、労災事故が起きてしまった場合、事業主は治療費用を支払った上、さかのぼって労働保険料（追徴金込）が徴収されます。

労災事故については健康保険の対象外となりますので、その金額は多大なものとなります。

他人従業員がいる (パート・アルバイト含む)

強制加入！ YES

週に20時間以上働いている従業員の方
→労災保険と雇用保険の加入が必要です。

週に20時間以上働いていない従業員の方
→労災保険のみ加入が必要です。

事業主や家族従業員の方は、
特別加入で労災保険の適用を受けることができます。

NO

労働保険に加入できません

建設業で任意に労災保険に加入したい方は、
一人親方労災保険に加入できます。

事務組合に委託すると、次の手続きを代行いたします。

- ・労働保険の加入手続き
- ・特別加入の申請（事業主や家族従業員が労災保険に加入）
- ・雇用保険の各種手続き（助成金を除く）
- ・毎年の労働保険料の計算、申告・・・等々



年間事務手数料：5,000円（税別）～

労働保険担当まで

お気軽にお問合せ下さい

担当：穂苅・山本

新規加入委託手続きに必要なもの

（例：労働保険・雇用保険新規加入の場合）

- ・住民票
- ・賃金台帳
- ・労働者名簿
- ・営業を証明するもの2つ
(事務所賃貸契約書、領収書等)
- ・印鑑（銀行印・認印）

※状況により必要書類は異なりますので、
お問い合わせください

ご存知ですか？会計ソフトで作成したデータを印刷して保存する必要(帳簿の保存義務)があります！

帳簿書類の保存方法は、原則として紙による保存が必要です。その為、パソコン会計ソフトを利用している方も、帳簿書類を印刷し、保存が必要となります。

※電子媒体による保存は、税務署への申請を行い、定の要件を満たすことで認められます。

(一社)品川青色申告会では、ブルーリターン等の一帳簿等の印刷サービスを行っております。どうぞお気軽にお利用下さい。

(注)帳簿とは…

■ 総勘定元帳、仕訳帳、現金出納帳など

こんな方に
お勧めです!!



- 対応ソフト…
- ☆『ブルーエイト』☆『ブルーリターン』
- ☆『やよいの青色申告20、以前の方』
- 印刷内容…損益計算書・貸借対照表・総勘定元帳・仕訳帳
- 代金…五千円
- ※昨年度の会計データをお持ち下さい。
- また、年次更新等が行われていない場合には、年次更新もいたします。
- その他、ご不明な点等は、(一社)品川青色申告会までご連絡下さい。
- (注)印刷及び年次更新はバージョンによって、

青年部の部員なら 帳簿作成代が割引!!

(詳細はお問合せ下さい)

★ 青年部は、部員の記帳をサポートする為に、
部員特典をご用意しています。
詳細はお問合せ下さい。

★ 帳簿教室等が何回でも無料受講
★ レンタル会計ソフト半年間無料
★ 帳簿印刷代行割引サービス
※その他にも部員特典あり！

青年部

青年部の仲間になって、
研修会や親睦会に
参加しましょう！



女性部

女性部の仲間に
なりませんか？



私達女性部は、(一社)品川青色申告会の女性事業主や専従者等で構成されています。会はもちろん、夏は納涼会、冬は年末懇親会など、時節に応じて様々な活動を行っています！和気藹々と質で楽しんでいます！年会費部費は千二百円です。皆様の入部をお待ちしています。

皆さん、こんにちは。今回の会報は、遅れました。当初はもっと早く完成するはずでしたのが、新型コロナウイルスの影響で記事の差し替えを行ったりした為、会報作成にも影響が出てしまい、誠に申し訳ございませんでした。また、通常はボランティア役員の皆様方に会報配付のご協力を頂いておりますが、コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、『このようない状況下で外出を促すようなお願いをするわけにはいかない』との考え方により、4月号の会報に関しては、全て郵送とさせて頂きました。その影響もあり、お手元に届いたのが大幅に遅くなったはずです。5月号以後の会報に関する役員配付に関しては、その時に応じ決定させて頂きます。今後状況に落ち着きましたら、役員の皆様方には、会報配付のご協力を頂きたいと存じますので、その際には何卒宜しくお願ひ申し上げます。さて、今回の新型コロナウイルスに関しては、今回連日テレビ等で報道されるニュースを見ると、暗い話題ばかりで不安になりますが、今回の方員さんがいた事です。局長がTシャツに気づいた事が決算・申告サポートでは大変嬉しかった事がいくつもあります。一つ目は品川会オフィルトシャツを着てサポートを受けて頂いた会員さんたちがいた事です。局長がTシャツに会員さんに会員さんも合意しました。その会員さんはフェイスブックを返してくれたという、ほっこりエピソードがありました。その会員さんはフェイスブックも良くご覧頂いている方でしたので、とっても嬉しかったです。もう一つは、このご時世大変貴重なマスクやアルコール、口臭清涼剤等様々な差し入れを皆さんから頂いた事で、人と人との繋がりが、「この仕事の醍醐味だと再認識する事が出来ました」「事務局津留」

よろず発信★
リターンズ

42回目



事務局からお知らせ

【転居や結婚された方など】

- ①(一社)品川青色申告会の登録情報をお変更しますので、お早めにご連絡下さい。
- *共済や保険にご加入の方は、変更手続きが行われていない場合、請求時等にお時間を要する場合があります。

【廃業された方など】

- ★廃業された方でも、その年に事業所得等がある場合は原則として通常通り確定申告をする必要があります。詳細はお問い合わせ下さい。

【会員の慶弔規定に関する】

- ★慶弔規定により弔慰金・祝金を会員よりお渡しします。
- *その事実から3ヶ月以内にご連絡頂く事が条件です。詳細はお問合せ下さい。

【土曜日営業について】

- ★4月、6月～12月までの第一土曜日(祝祭日を除く)は、通常営業致します。

- *5月2日土曜日は、お休みさせて頂きます。

【次年度受付予約時間について】

- ★サポート時に次年度の(仮)受付予約時間を頂いております。
- ご協力下さい。なお、仮の受付予約時間となります。
- 人数調整の結果、ご予約日時が変更される可能性がありますので予めご了承下さい。

【死亡又は出国された方など】

- *死亡された方や一年以上出国される方は原則として、一定期間内に『準確定申告』が必要です。
- 詳細はお問い合わせ下さい。

★車でご来局予定の方は、近隣の有料駐車場をご利用下さい。



し後いバ がした務で年をれ、かし代ト 今回 の決算・申告サ ポー
ま4たッな事致決署の4頂た荏らた理時 に、イー タックス
す月方クお務局へ確 定信 ではなく、事務清
以はで、降、の提出時に申印和元9月へ提 税品川税務署へ申告書を事務清
に事お越し下さ、お告が元9月へ提 税品川税務署へ申告書を事務清
次処込に手書押年月へ提 税品川税務署へ申告書を事務清
發理みレシ数を印分30令ご提 税品川税務署へ申告書を事務清
送完をタいでおさの日和署出又務清
致了頂! す返れ税ま2名さは局書の1

ただし、事務局の直ぐ隣りにあつた有料駐車場は数年前に閉鎖されていますので、ご注意下さい。また、近隣にあるその他の有料駐車場は満車である事が多いので、交通機関や自転車等でのご来局をお薦め致します。

会員の皆様へ

品川署・荏原署が所轄税務署の方へ

会員の皆様から大変貴重なマスク、消毒液、感染症予防の為の口臭清涼剤など、様々な差し入れを頂戴いたしました。職員一同大変感謝しております。誠に有難うございました。心より御礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、皆様におかれましても、手洗い、マスクのご持参(着用)などの感染予防をお願いするとともに、体調が優れない方は無理をせず、回復してからのご来局を切にお願い申し上げます。一定の条件はあります。が所轄税務署に申請する事で確定申告に関して期限の延長(個別延長)制度が設けられています。ご不明点等はお気軽にご質問下さい。

誠に有難うございました